

敢然たる対

ど、世界もまた激動の時代にあった。 代が始まった。またベルリンの壁が取り壊され、ソビエト連邦も消滅するな 昭和六十四年一月七日、天皇陛下が崩御。元号は平成と改められ、新たな時

監視体制の強化等、対策の充実を掲げて実践行動を開始した。 放置された産業廃棄物が、地域の環境を汚染するという事件が相次いだ。 それが不法投棄されるという問題も発生。いわき市でも、違法に投棄または 昭和六十一年ごろから始まった好景気は、一方で大量の産業廃棄物を生み、 市は「いわき市不法投棄対策協議会」を設置。不法投棄防止のための啓蒙や

問題

不法投棄事件が相次いで発覚した。 かけて、市内では大規模な産業廃棄物の 昭和六十三年八月から平成元年八月に 昭和六十三年八月八日、田人町荷路夫

との情報が市に寄せられた。市は平保健所 での一八日間にわたって汚泥や固形樹脂 社長によると、六月十八日から七月五日ま 棄者は勿来町に所在する会社で、同社の 者からの事情聴取と現地調査を行った。投 の牧場内に産業廃棄物が投棄されている に適切な対応を要請し、平保健所は、 、関係

> 部町の自動車解体現場で産業廃棄物を不 法投棄していると通報があり、市は平保健 さらに平成元年七月には、市民から、沼

所に調査を要請した。しかし、八月六日の

台風一三号の豪雨により、大量の廃油が流

態に至った。 出し排水路及び水田を汚染するという事 市内で二カ所で不法投棄が確認された。 また同年九月にも、新たに山田町など

市は、実態の調査、環境への影響や事後



会においても不法投棄は重大な問題とし 投棄監視員による監視を強化した。市議 棄等の防止に関する要綱」に基づき、不法 て取り上げられた。

の処理に追われる一方、「いわき市不法投

監視体制」などが質問された。これに対し と撤去作業、周辺の井戸水の水質、今後の 町の事件について「汚染された土砂の調査 て市は「県と市による『荷路夫牧場不法投 昭和六十三年十二月定例会では、田



態も発生している。市として不法投棄防止 視員を発足させているが、今後の取り組み 置、立て看板の設置等、市民総ぐるみの防 織する(仮称)「不法投棄対策協議会」の設 の啓発、市民代表及び関係行政機関で組 対策についての検討を急いでおり、市民へ 産業廃棄物等を不法に投棄するという事 盛りや整地案を持ちかけて首都圏からの 道の開通に伴い、土地の所有者に安価な土 認、撤去指導にあたっている。常磐自動車 の連携の中で不法投棄の発見、投棄者の確 を委嘱し、地区ごとの監視及び県・警察と 問があり、市は「三〇人の不法投棄監視員 とあわせて基本姿勢を伺いたい。」との質 止体制づくりに努めたい。」と答弁した。

基本方針を確認し、平保健所を初め市の 連絡を密接にしながら今後の対策に努め 法投棄対策連絡会議』を通じて住民との は万全を期すると同時に『荷路夫牧場不 の結果、異常は認められていない。監視に 関係部局が対策に乗り出した。水質検査 染の状況を調査し安全を確保するという 業を進めさせる。地下水、河川水、土壌汚 せない方法により投棄者の責任で撤去作 及び原状回復を優先し、内容物を流出さ 棄対策連絡会議』を開催し、廃棄物の撤去 てまいりたい。」と答弁している。

監視体制の確立については「不法投棄監

棄が行われた坑内 染について「不法投 例会で沼部町の汚 から廃油をすべて 平成元年九月定

部の状況が不明で 過しているため内 閉山後、長期間を経 取り出す考えはな ある。撤去作業には は「この廃坑は炭坑 いか。」と質され、市

る。」と答えている 保安上の問題も予想されるので、県にお て撤去作業の可能性を調査検討中であ

不法投棄対策の充実を掲げ、具体的な実 践行動を開始する。」と述べた の啓蒙、監視体制の強化、行政機関による た。基本方針として、不法投棄防止のため 員それぞれの住民代表二八名、三二の関係 議会、市保健委員会連合会、不法投棄監視 行政機関と民間の関係四団体で構成する 元年七月二十八日、市行政嘱託員連合協 『いわき市不法投棄対策協議会』を設置し また、監視体制の充実については「平成

出事業所が提携して「いわき地区不法投 棄廃棄物処理協会」も設置されている。 平成三年には産業廃棄物処理業者と排



気球による不法投棄撲滅のキャン

台風による浸水被害

後の施策等については、去る八月十二日、

2

害が発生した年である。 平成元年は、大型台風による甚大な被

る大きな被害をもたらした。し、本市はもとより、県内各地に豪雨によ号が、同月二十七日には台風一七号が襲来

さらに、市長は平成元年九月定例会に長が被害状況の説明をしている。年八月十二日に全員協議会を開催し、市年の代については、被害の甚大さから同

おいて、次のように報告している。

「台風一三号は、八月六日午後から夜半にかけて県内各地に豪雨をもたらし、市内一円にも大きな被害が発生した。市は、内一円にも大きな被害が発生した。市は、内一円にも大きな被害が発生した。市は、大月六日午前一〇時三〇分に暴風・大雨・は水・波浪警報発令と同時に非常配備体制を敷き、同日午後四時水防本部を設置して、職員はもとより消防団員三八〇〇余名が出動し、その果敢な水防活動により、名が出動し、その果敢な水防活動により、地域での堤防決壊などの被害発生に鑑み、地域での堤防決壊などの被害発生に鑑み、

法の適用が決定された。被害の概要及び今の規模が大きかったことに伴い、災害救助

並びに被災者の方々に対しての災害援護

対策に万全を期したが、八月七日には災害

水防本部を災害対策本部に切り替え災害

市議会全員協議会の開催を願い御報告を協力のもと、被災の復旧及び救援対策について全力を傾注してきた。被害の状況は、一人の死者を出したほか二人が負傷し、住家被害にあっては、全壊一棟、半壊一七棟、不浸水が六三一棟と一二一九世帯三九四三下浸水が六三一棟と一二一九世帯三九四三人の被災者を出すに至った。一般被害については、土木関係が一三億七〇〇〇万円、商工水農林関係では七億八九〇〇万円、上水道関係では七億八九〇〇万円、上水道関係では七億八九〇〇万円、上水道関係では七億八九〇〇万円、上水道関係



害状況 (小川地区1)

被災者の救援対策としては、第一に、市円となっている。

万円となり、被害総額は四三億六六四○万円、教育施設関係では一億六五○○では二八六○万円、都市建設関係では四九

川中学校の応急復旧及び教材教具の購入 もって対応することとしたが、とりわけ小 害の早期復旧を強く要請、十一日には国 置を講ずること、第四に、中小企業者に対 と、第二に、被災者に対する災害援護資金 た、台風一三号被害に係る予算措置につ や財源措置等について強く要請した。ま を初め関係部局に対し、復旧事業の促進 員、県議会議員等の視察の際にも今次災 害状況視察のため来市されたほか、国会議 する災害特別融資制度を活用することと の減免並びに国民健康保険料の免除の措 に、上水道料金、下水道使用料及び保育料 の貸付制度を活用していただくこと、第三 康保険税について減免の措置を講ずるこ 民税、固定資産税、都市計画税及び国民健 ては、既定予算の活用、予備費の充当を に対し、さらに十七日には出県し、県知事 庁、建設省、農林水産省等、国の関係機関 知事、九日には国土庁など国の合同調査 したところである。なお、八月八日には県 、また十四日には自治大臣がそれぞれ災



早期復旧に努めてまいる所存である。このする災害復旧事業については、それぞれのする災害復旧事業については、それぞれのである。また、国・県の認定を必要とともに、今議会に補正予算を計上したと

資金の貸付けに要する経費については、急

たびの災害に際しては、消防団を初め、民

被害状況 (小川地区2)

申し上げる次第である。 市とより県内、県外からもお見舞いの金品が多数寄せられており、ここに厚くお礼をが多数寄せられており、ここに厚くお礼を

時から七時にかけての降雨が最も多く、 住家被害にあたっては、半壊一棟、床上浸 避難の誘導をした。被害状況については 川小学校体育館ほか四つの公民館に一時 のため、台風一三号で被害を受け仮復旧を では、田人地区で三〇二㎜、川前地区で二 前地区では一時間に六三皿という記録的 あたった。しかしながら、朝から降り続い うむった地域を重点に監視を強め警戒に 部を設置して、特に台風一三号で被害をこ の通過に伴い、大雨等による被害の発生が 水一〇棟、床下浸水九二棟、合わせて一 した両郡橋下流左岸の堤防が溢水し、小 八五皿、三和地区で二四九皿に達した。こ な集中豪雨となったところである。総雨量 た雨は衰えることなく、特に、同日午後六 水警報が発令され、同日午後四時水防本 十七日午後三時四〇分、当地方に大雨 あることから、その状況について、八月二 世帯三六八人の被災者を出したほか、 関連して、八月二十七日にも台風一七号 Ш

> 行っているが、九月五日現在で土木関係で 五億一七○○万円、農林関係では三億五五 九○万円、その他で三四○万円となってお り、被害総額では八億七六三○万円の状況 にあることから、台風一三号被害と合わせ 早期復旧に全力を傾注してまいりたいと 早までいる。」

についての質問がなされている。
この報告から、この台風による被害がいまた、議会としては、平成元年九月、十二月定例会において被害状況、復旧の進捗



被害状況 (小川地区3)

般被害については、現在も引き続き調査を

3

四(一七四七)年のことだ。小名浜は幕府 の年貢米積出港となる。 直轄領となって代官所が置かれ、磐城平藩 小名浜に港の基礎が築かれたのは延享

の積出港、また商港として整備され、昭和 六年には重要港の指定を受けた。 一年には第二種重要港湾の指定、昭和二十 明治以降は常磐炭鉱の発見による石炭

の」という港則法によって福島県唯一の「特 常時出入する港であって政令で定めるも 定港」となり、以後、福島県最大、東日本 深い船舶が出入できる港又は外国船舶が 港」し、さらに昭和四十二年には「吃水の 有数の港湾として発展してきた。 つまり外国との貿易が可能な港として「開 昭和三十一年、関税法による開港指定、

運輸省など関係省庁・機関に強力に陳情 議長、市長を初め、本市の多くの関係者が つ有機的結合による発展を望んで、市議会 後背圏となるいわき市街地との一体的か 備計画が決定された。これは小名浜港と、 を重ねていたものだった。 昭和五十六年三月、小名浜港の長期整

続いて三月二十三日には運輸大臣 (現在の 同年二月三日に県の地方港湾審議会、



議会にそれぞれから答申がなされ、四月十 国土交通大臣)の諮問機関である港湾審 定の通知がなされた。 七日付で運輸大臣より県知事に対して決

備と漁業権、港湾幹線道路網、背後地の都

どを想定した場合の市独自の財源、港湾整

市整備」などについて質問があった。

市長からは「今後のいわき市の発展を考

ことも想定される。」として「関連事業な えるが、関連する諸問題も数多く発生する あり、強力に推進しなければならないと考 「いわき市の発展にとって重要な大事業で 昭和五十六年六月定例会では、議員から

件であると考える。また、小名浜港のこれ

しての内容、外観を整える大きな前提条

わき市が南東北の文字どおり拠点都市と えるならば、小名浜港の整備こそ、我がい

からの整備こそ、いわき市、また福島県に



小名浜港(平成27年)



めてまいりたいと考えている。」との答弁 国の予算確保のために精力的に運動を進 ても、港湾管理者である県と一体となり、 る。国の財政も厳しい状况にあり、市とし

とって一番重要な課題であると認識してい

長期整備計画の概要は、

2 漁港機能の再編と強化 1 港湾機能の拡充と強化 防波堤の整備

3

の整備 プレジャーボートを集約するマリーナ





防波堤(第一)の外洋側を土砂で埋め立て

新計画で最も注目を集めたものは、

西

た面積約一三九hのポートアイランドの

西防波堤(第二)などがある。

一)、藤原埠頭からサンマリーナにかけて

小名浜美食ホテル

周辺環境との調和を図るための環境保 全施設の建設

6 点的に進められた。投資総額は二二〇〇億 などで、商港区の整備と漁港区の拡大が重 港湾貨物の円滑な流通を確保するため の臨海交通施設の整備

円であった。

号埠頭~四号埠頭、五・六号埠頭、七号埠 区があり、そこから西へ向かって順番に 小名浜港は、北の三崎公園直下に漁港 、藤原埠頭、大剣埠頭、いわきサンマリー



サンマの水揚け

かの計画変更を経て、平成二十八年現在 り扱う商港として整備する予定だ。幾度 林産品、農水産品、その他外貨貨物を取 び、これを「小名浜東港」として鉱産品、 高さ二〇mの幹線臨港道路一号線で結 建設だった。一号埠頭から長さ一〇〇m、

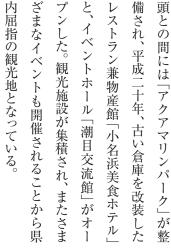
も工事が進められている。

ナと並んでいる。 から七号埠頭の先にかけて西防波堤 (第 防波堤は北に三崎防波堤、一号埠頭の先

がオープンした。さらに一号埠頭と二号埠 ター「いわき・ら・ら・ミュウ」が開設され、 埠頭には平成九年七月、市観光物産セン 施設として盛り込まれたことにより、一号 場産業振興センター」が観光と物産の中核 さらに二号埠頭には平成十二年七月「ふく 策定された「第三次総合計画」の中に「地 漁港区は漁船の大型化と水揚げ量増加に しま海洋科学館 アクアマリンふくしま 対応する漁業専用港として整備された。 一号埠頭と二号埠頭は、昭和六十三年に



ざまなイベントも開催されることから県 と、イベントホール「潮目交流館」がオー レストラン兼物産館「小名浜美食ホテル 備され、平成二十年、古い倉庫を改装した プンした。観光施設が集積され、またさま



名浜港は「国際バルク戦略港湾(石炭部

げに使用され、荷役用クレーンが計五台備

三号埠頭と七号埠頭は主に石炭の荷揚

え付けられた。平成二十三年五月には、小





小名浜花火大会

門)」に選定されている。

災害時の物資輸送などにも対応する。藤 島県のコンテナ基地となっている。 は平成十年に国際貨物ターミナルが完成 原埠頭は木材専用の埠頭で、大剣埠頭に 五・六号埠頭は多目的国際ターミナルで、 して外貿コンテナの取り扱いが始まり、福 四号埠頭は主に化学薬品を取り扱う。



行財政改革

4

等を定め検討を進めてきた」として、新たに び「学校給食業務のあり方について」の報告 行財政改革の基本方針、具体的な推進方策 年十二月定例会において、市長は「これまで **「中部衛生センターの管理運営について」及** 第七期最初の定例会であった昭和六十三

営とし、作業部門については民間委託を行 どがその内容である。 務の一部にパートタイマーを導入、給食配送 部門の責任者に正規職員を配置し、調理業 ること、また、学校給食業務については、市 る中部衛生センターは、管理部門を市の直 部門については民間への委託を行うことな して、学校給食共同調理場の管理及び調理 としての責任を保持していくことを基本と うことで効率的な管理運営を図る考えであ 平成元年四月から供用開始を予定してい

中部衛生センター運転管理業務委託及び学 その中で学校給食共同調理場パートタイ 年度いわき市一般会計補正予算が提案され 負担行為の二つが計上された。 校給食共同調理場配送業務委託に係る債務 マー調理員の調理実施研修に要する経費 平成元年一月臨時会において、昭和六十三

> 決すべきものと決した。」と報告があった。 まざまな議論を重ねた結果、原案どおり可 補正には反対であるとの意見が出され、さ ているとおり、学校給食の民間委託に伴う ものであり、本議会においても種々論議され 金に要する措置として一般財源で補正する 託に伴うパートタイマーの調理実施研修賃 第六款地方交付税として一四八五万一〇〇 和六十三年度いわき市一般会計補正予算中 ○円を増額補正し、学校給食の一部民間委 総務常任委員会委員長の報告として「昭

論が重ねられたことが報告された。 関係等など多岐にわたる質疑がなされ、議 学校給食業務費用に対する地方交付税との を民間に委託する計画を立てた経過につい があると思うがどうか。」、「今回の配送部門 間が二七日間で現場に配置することは問題 理部門のパート化に対し、委員より「研修期 て。」などのほか、職場の関係、身分の保障 次に文教常任委員長からは審査の中で調

改革に新たなページを加えることとなった。

さらに、行財政改革大綱は本市の行財政

べきもの。学校給食は教育の一環である。い 体本来の業務として市が責任をもって行う ので反対。」、また、「学校給食の業務は、自治 態勢づくりができるのか危惧を抱いている 委託、パート職員の大幅な増加等で、安全な わき市発足後、二三年間直営を堅持してき 生している。そのような中、配送部門の民間 委員長報告では、「昨年、食中毒事件が発

すべきものと決した。」と報告がなされた。 用による新たな機構の導入は、本市の行財政 出二案は原案通り可決され、民間活力の採 本会議での採決では、起立多数により提

場から討論を重ねた結果、補正予算が可決 ることになった。 質疑、委員会審査を踏まえ、賛成・反対の立 物(ごみ)収集運搬業務委託に係る債務負担 し、平成四年四月から民間委託へと移行す 行為の補正予算が提出された。本会議での その後、平成三年十月臨時会に一般廃棄

見直しを図ることとなった。

進期間が満了となることから、この大綱の るが、平成三年三月でおおむね五年間の推 改革の基本方針として策定されたものであ

安全性を確保しながらこれを実施し、また、 間委託による給食の質の低下、安全性、給食 提案に対し、議論がなされた。その結果、民 るならば反対。」、「学校給食のあり方につい の提案には賛成する。」などの意見が出され、 パートの雇用も心配ないと説明された。今回 の値上げ等の質疑に対する執行部の答弁は、 行われ民間委託という方向が出され、その て、行財政改善委員会の大綱により検討が た経過等も勘案し、いわき市の将来を考え 「文教委員会での採決では原案のとおり可決